

第22期第5回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年4月26日(火) 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町1-2-6
電話 093-434-1704

3 議 題

(1) 漁業権免許における手続きについて(報告)

資料1

(2) 第44回瀬戸内海広域漁業調整委員会について(報告)

資料2

(3) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について
(報告)

資料3

(4) 第56回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について
(報告)

資料4

(5) うなぎ稚魚漁業許可について(報告)

資料5

(6) その他

共同・区画漁業権免許の一斉切替について

令和4年4月26日
漁業管理課漁業調整係

<一斉切替に向けての想定スケジュール>

- 令和4年5-9月頃 【漁協・県】行使状況調査、ヒアリング等
- 9-10月頃 【県】関係者・関係機関との調整
- 11-12月頃 【県】利害関係人の意見聴取、海上保安部等との協議
- 令和5年1-2月頃 【県】利害関係人から聴いた意見に検討を加えて結果を公表
- 2-3月頃 【県】海区漁場計画の案を作成
- 3-4月頃 【県】漁業調整委員会へ海区漁場計画を諮問
- 3-4月頃 【調整委員会】公聴会を開催、県へ答申
- 5月頃 【県】海区漁場計画を公示
- 6月頃 【漁協】通常総会で免許申請を議決
- 7月頃 【県】申請内容を審査、漁業調整委員会へ免許を諮問
- 8月頃 【調整委員会】県へ免許を答申
- 9月1日 【県】申請者に免許

第44回 瀬戸内海広域漁業調整委員会

議事次第

日時：令和4年3月11日（金） 14時から

場所：神戸市中央区海岸通29番地

神戸地方合同庁舎3階 第7共用会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

(2) サワラに関する委員会指示について

(3) その他

① 令和4年度資源管理関係予算について

② その他

4 閉会

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 40 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 3 月に発出された瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 38 号に基づき、令和 3 年 6 月 1 日から、以下を義務付けた。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和 3 年 6 月 1 日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めたことから、令和 3 年 8 月の委員会指示第 39 号に基づき、令和 3 年 8 月 21 日から令和 4 年 5 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 4 年 6 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第 40 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※従来の報告事項に遊漁船の情報を追加。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み 又は遊漁者による資源管理の取組 に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時 期	R4 年 6 月	7～8 月	9～10 月	11～12 月
数 量	10 トン	10 トン	10 トン	10 トン

- ・全海区における令和 4 年 6 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合：令和 5 年 3 月 31 日まで採捕を禁止

する。
エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和4年6月1日から 令和5年3月31日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示 **第四十号** (案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和四年三月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3) 「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限

(1) 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ(大型魚)を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ(大型魚)を保持した者が別のくろまぐろ(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。
- ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
 - イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量
 - ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
 - エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み**又は遊漁者による資源管理の取組**に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、**令和四年六月一日から令和五年三月三十一日まで**とする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 40 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和4年3月11日

瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第40号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

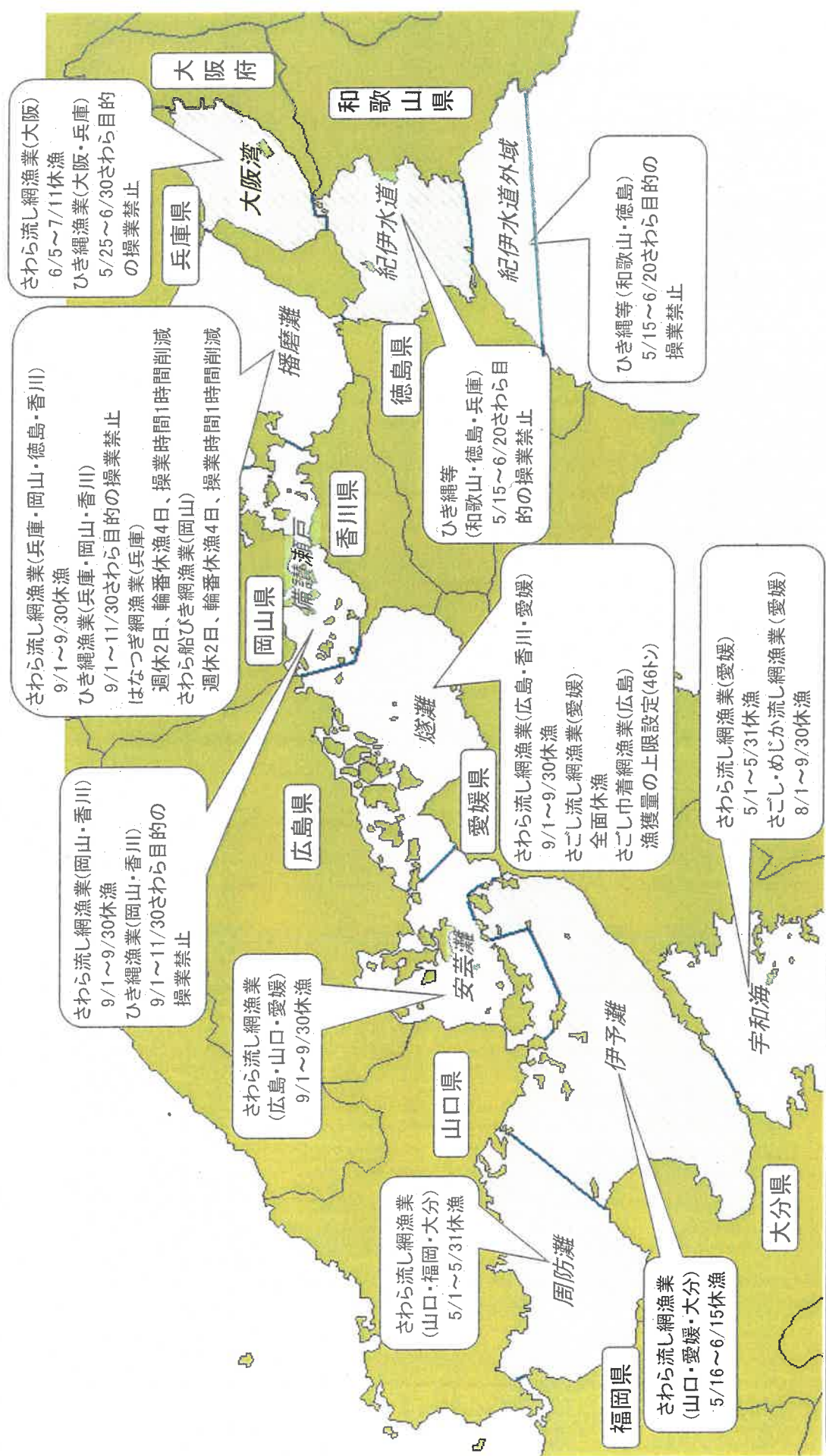
※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記1の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

3. 上記2の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

○漁獲管理措置(令和4年度)(案)



※斜線部分は、春漁を規制
※さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

さわら広域資源管理に係る委員会指示について

1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第 37 号の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 4 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 41 号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶毎に休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和四年三月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和三十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境</p>

	<p>界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
播磨灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p>
備讃瀬戸	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>
燧灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
安芸灘	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p>

	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭崎灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭崎灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島榎崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>一 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、広島県海域</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p>
伊予灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
周防灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区 域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止

	し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	
燈灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。

令和3年度

全国海区漁業調整委員会連合会

九州ブロック会議 議案書

令和3年11月

全国海区漁業調整委員会連合会

目 次

1	議事概要	・・・	1
2	第1号議案 令和3年度要望事項について	・・・	2
3	第2号議案 次期開催海区について	・・・	50

第1号議案

令和4年度要望事項について

第1号議案 令和4年度要望事項について

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について（福岡県連合）
- (2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について（熊本県連合）
- (3) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について（鹿児島県連合）
- (4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について（福岡県連合）
- (5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について（長崎県連合）
- (6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について（長崎県連合）
- (7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について（熊本県連合）
- (8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について（鹿児島県連合）
- (9) 日台漁業取決めの見直しについて（継続）（沖縄）
- (10) 日中漁業協定の見直しについて（一部新規）（沖縄）
- (11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（佐賀県連合）
- (12) 太平洋クロマグロの資源管理の推進について（長崎県連合）
- (13) 太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について（宮崎）
- (14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について（鹿児島県連合）
- (15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）（沖縄）
- (16) ミニボートによる危険行為の防止について（佐賀県連合）
- (17) ミニボートによる危険行為の防止について（熊本県連合）
- (18) 海区漁業調整委員会制度について（長崎県連合）
- (19) 新たな漁業関係法令の改正について（大分）
- (20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について（大分）
- (21) 沿岸資源の適正な利用について（宮崎）
- (22) 水産政策の改革について（鹿児島県連合）
- (23) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について（熊本県連合）

要望事項（1）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。が、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能のため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び
禁漁期間の設定について 継 続

福岡県連合	提案海区
佐賀県連合	要望の趣旨に賛同します。
長崎県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同する。
熊本県連合	1から4について、貴海区の要望の趣旨に賛同します。
大 分	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
宮 崎	貴海区の趣旨に賛同しますが、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との調整問題については、事前の十分な調整による合意形成を基礎とすべきであると考えます。
鹿児島県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
沖 縄	貴海区の要望の趣旨に賛同します。

要望事項（４）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について 継 続

福岡県連合	提案海区
佐賀県連合	要望の趣旨に賛同します。
長崎県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同する。
熊本県連合	1から2について、貴海区の要望の趣旨に賛同します。
大 分	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
宮 崎	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
鹿児島県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
沖 縄	貴海区の要望の趣旨に賛同します。

令和3年度(第56回)全国海区漁業調整委員会連合会
西日本ブロック会議次第

議 事

第1号議案 西日本ブロック会議要望事項について 資料1

第2号議案 次期開催海区について 資料2

第 1 号議案 西日本ブロック会議要望事項について

【1】「Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について」の「4 改正漁業法施行後の事務の円滑化について」、「5 水産政策の改革について」等を抜き出し、新たな項目を設定する。

・事務局案に賛成

・その他

【ご意見】

【2】「Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について」の「2 「密漁もの」の流通防止」の改変

・事務局案に賛成

・その他

【ご意見】

【3】「Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について」の「3 遊漁者等の操業自粛措置」の改変

・和歌山海区案に賛成

・その他

【ご意見】

【4】「VI 海洋性レジャーとの調整等について」の「1 遊漁と漁業の調整」の①に加筆

・香川海区案に賛成

・その他

【ご意見】

※「●●案に賛成」の場合はそこに○を、反対等の場合は「その他」に○を付けてご意見を書いて下さい。

シラスウナギ採捕許可について（海面）

1 漁業法改正に伴う変更（令和2年12月1日）

- ・漁業法で全長13cm以下のウナギは採捕禁止（適用は令和5年12月1日以降）
 ※あわせて福岡県漁業調整規則により全長21cm以下の採捕禁止
- ・漁業法による禁止となったため国の指導により知事許可漁業へ移行。

2 うなぎ稚魚漁業の内容について

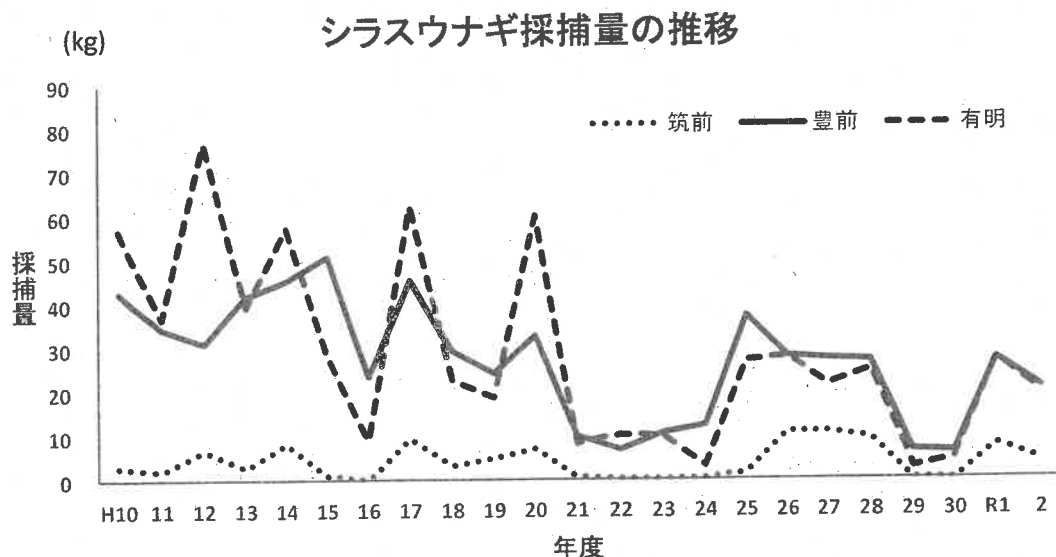
- ・福岡県では種苗供給のために限り、養鰻業者に対して許可。
- ・養殖規模に応じて採捕量、採捕河川数、採捕従事者数を制限。
- ・採捕期間は2月1日から4月20日まで。
- ・豊前地区の採捕河川は、下表のとおり。

表 現在の河川ごとの海面・内水面区域一覧



河川名	海面	内水面
竹馬川	○	
貫川	○	○
朽網川	○	○
長峡川		○
今川		○
江尻川		○
祓川		○
長野間川		○
音無川		○
宮の川		○
城井川		○
中川		○
城根川		○
佐井川	○	
合計	4	12

3 シラスウナギの採捕状況

- ・令和2年度の福岡県全体の採捕量は44.8kg。うち豊前地区は、20.8kg。



豊前海区における共同漁業権漁場の区域及びシラスウナギ採捕区域(参考図)

 : 共同漁業権(漁場区域)
 : シラスウナギ採捕区域

平成20年度

平成21年度

北九州市 北九州港

周防灘



豊前海区における共同漁業権漁場の区域
及びシラスウナギ採捕区域(参考図)

→ : 共同漁業権(漁場区域)
←····· : シラスウナギ採捕区域

右岸突端(吉田海岸東端)と左岸
(磯崎海岸西端)とを結んだ線

防潮水門

竹馬川
(漁場区域・シラス)

新田井堰

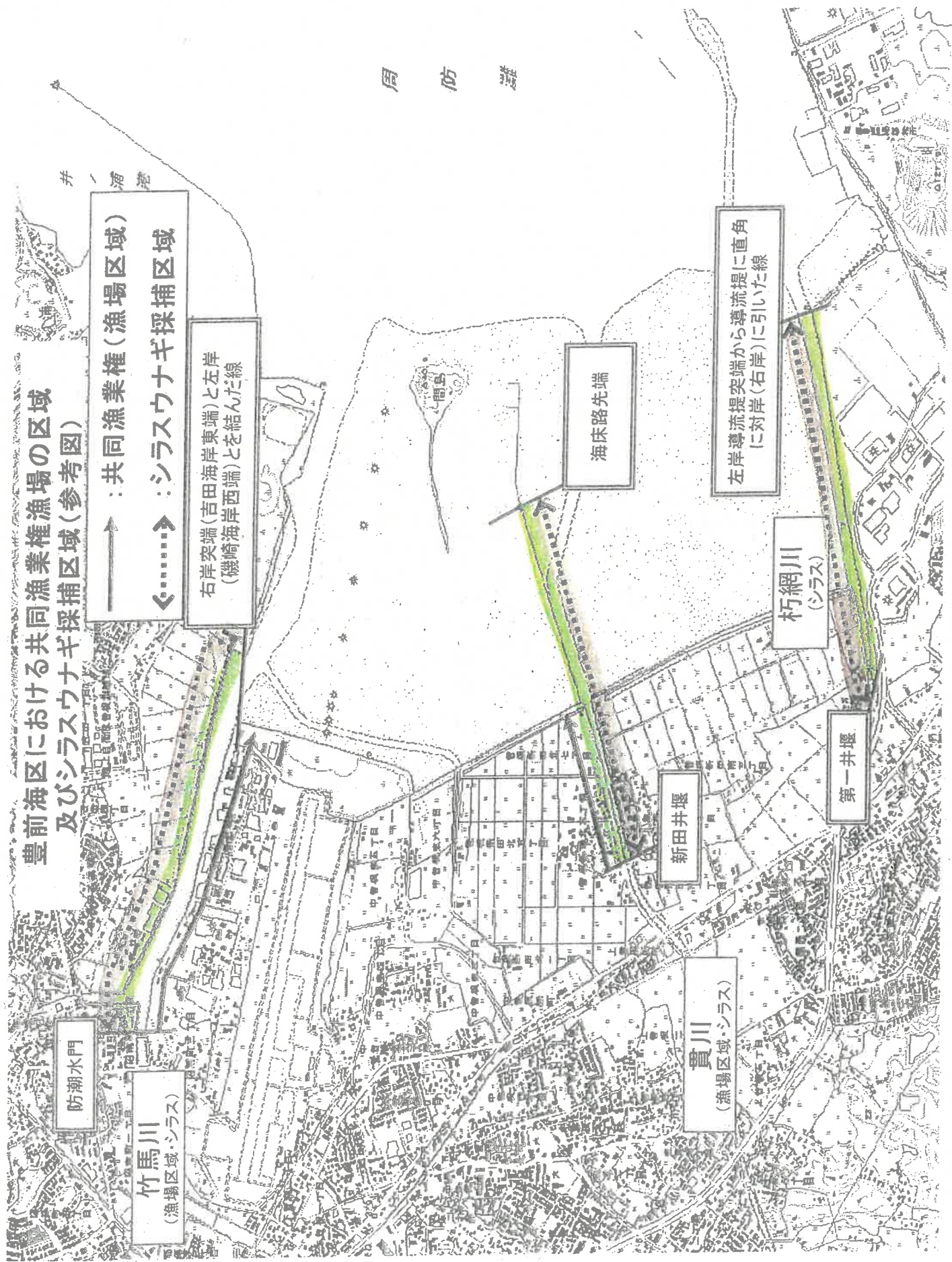
貫川
(漁場区域・シラス)

海床路先端

左岸導流堤突端から導流堤に直角
に対岸(右岸)に引いた線

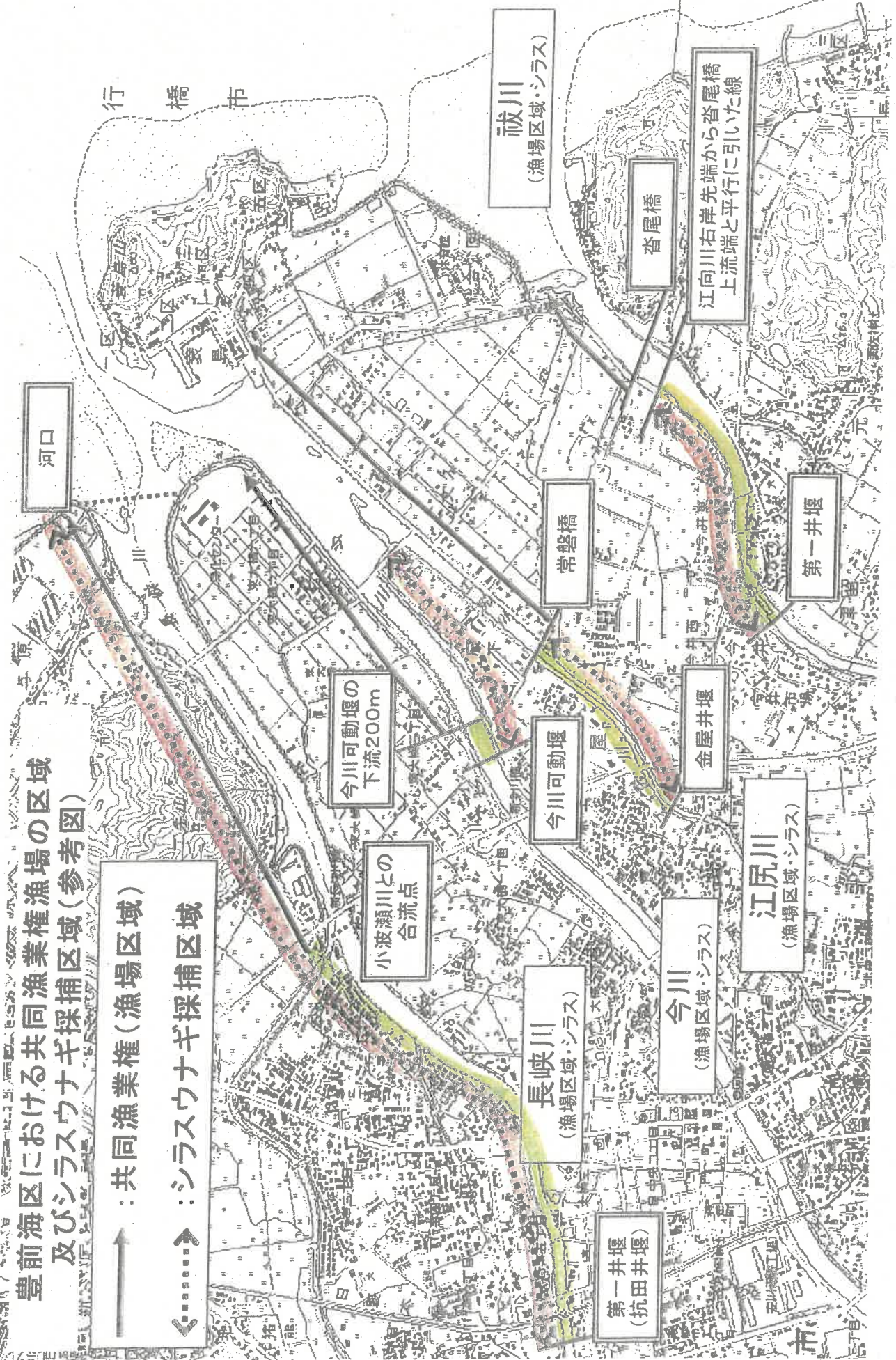
朽網川
(シラス)

第一井堰



豊前海区における共同漁業権漁場の区域
及びシラスウナギ採捕区域(参考図)

→ : 共同漁業権(漁場区域)
 <-----> : シラスウナギ採捕区域



河口

行橋市

祓川
(漁場区域・シラス)

沓尾橋

江向川右岸先端から沓尾橋
上流端と平行に引いた線

常磐橋

第一井堰

今川可動堰の
下流200m

今川可動堰

金屋井堰

小波瀬川との
合流点

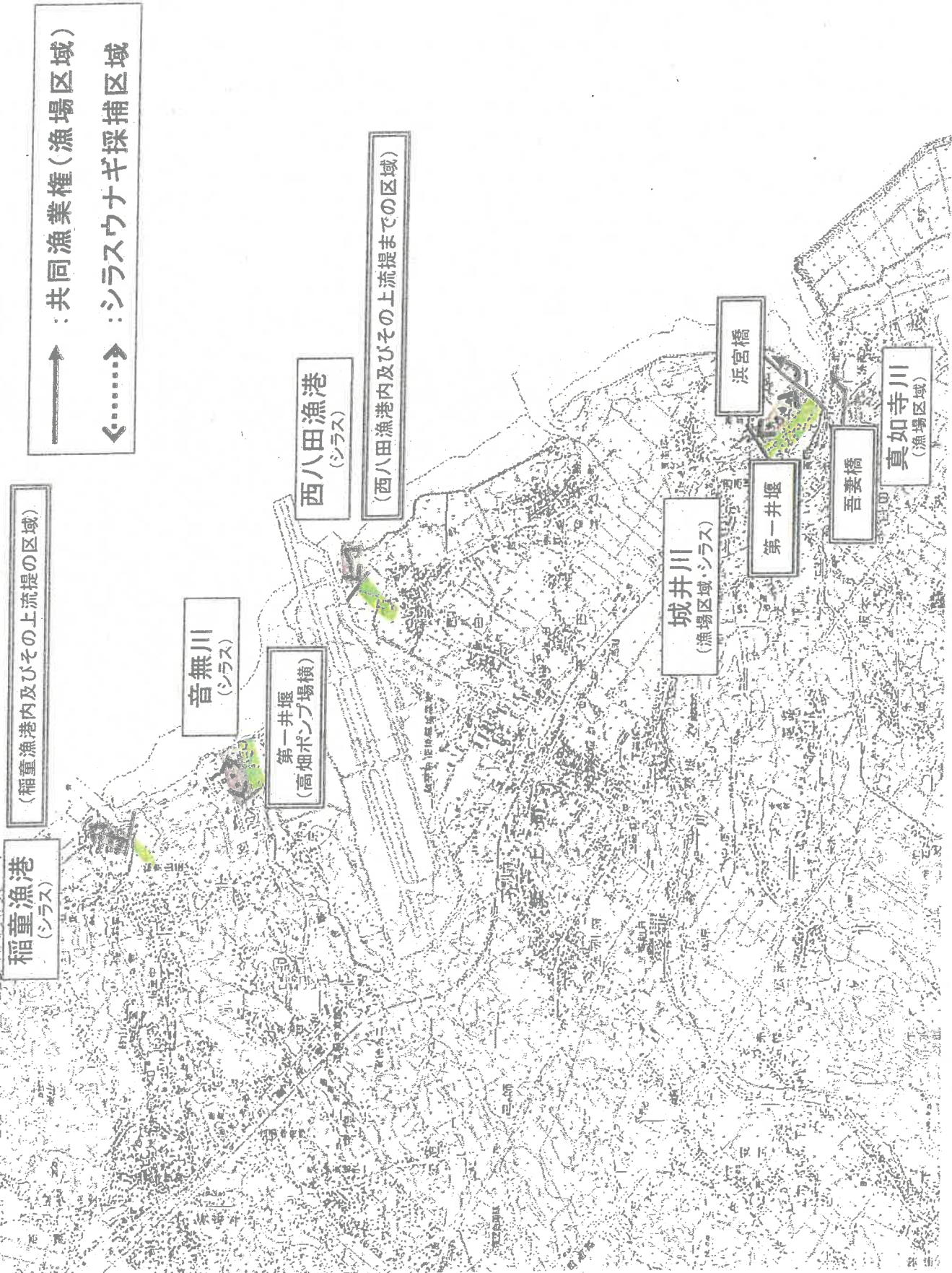
長峡川
(漁場区域・シラス)

江尻川
(漁場区域・シラス)

今川
(漁場区域・シラス)

第一井堰
(抗田井堰)

豊前海区における共同漁業権漁場の区域及びシラスウナギ採捕区域(参考図)



↑ : 共同漁業権(漁場区域)

←.....→ : シラスウナギ採捕区域

(稲童漁港内及びその上流提までの区域)

稲童漁港
(シラス)

音無川
(シラス)

第一井堰
(高畑ポンプ場横)

西八田漁港
(シラス)

(西八田漁港内及びその上流提までの区域)

城井川
(漁場区域・シラス)

浜宮橋

第一井堰

吾妻橋

真如寺川
(漁場区域)

